

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書の主な改正要旨 (令和6年4月)

■改定要旨

国土交通省及び農林水産省の最新版共通仕様書に準じた改定

1. 共通事項

- ①表示スタイルの変更（工事共通仕様書と統一）
- ②各条文「受発注者の責務」において、業務の効率化や労働環境改善に努めるよう項を追加
- ③各条文「担当技術者」において、設計共同体に対する担当技術者数の特例を取り止め
- ④各条文「安全等の確保」において、事故等発生時における連絡時期の明確化（工事共通仕様書と統一）
- ⑤各条文「保険加入の義務」において、現場作業時における法定外の労災保険の付保について項を追加し明示
- ⑥字句の訂正

2. 設計業務共通仕様書

○河川編

- ①「第2章 河川調査・計画 第10節 氾濫水理解析 第2218条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）」において、氾濫水理モデルの検証については、実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行うことへ変更
- ②「第3章 河川構造物設計 第4節 樋門設計 第2309条 樋門予備設計」において、耐震設計に係る業務について明示（設計図書とする）

○農業農村整備編

- ①「第3章 水路工設計 第12節（第10334号）～第19節（第10356号）」において、照査に関する項目を一部削除

2. 地質・土質調査業務

- ①「第1章 総則 第139条 保険加入の義務」において、現場作業発生時における法定外労働保険の加入に関する項目を追加
- ②「第2章 機械ボーリング 第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）」及び「同章 第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）試験」において、試験方法等に用いる J I S 名称変更に対応した変更

3. 提出書類及び書類様式（用地調査・現場技術業務を除く）の一部改定

①類似様式の一本化

- ・指示、承諾、協議、通知、立会記録、提出、報告の各様式を「様式第3号 業務打合せ簿」に一本化
- ・管理（主任）技術者、照査技術者、担当技術者それぞれで様式が決められていた経歴書を統一
- ・各技術者変更通知書を統一
- ・管理（主任）技術者、照査技術者、担当技術者それぞれで様式が決められていた在籍証明書について、一括記載（証明）様式に変更し書類を削減